

# 凡 例

## 1. 収録範囲

《書契目録集》IV巻には国史編纂委員会が「對馬島宗家關係文書」として取扱・所蔵している書契 9,442 点中から 1,800 点(登録番号No.5801～7600)を収録した。

## 2. 配列

本委員会所蔵《図書原簿 書契／對馬島宗家文書》(一)・(二)・(三)・(四)に登録された書契の一連番号順に従って配列した。

## 3. 記入形式

### (1) 登録番号

ア. 各書契の左側上段に記録した。

イ. 登録番号は本委員会所蔵《図書原簿 書契／對馬島宗家文書》(一)・(二)・(三)・(四)に登録された番号と同一であり、閲覧時の請求番号に該当する。

### (2) 枚数

書契は 1635 年を契機に 1 幅体制より「本書」と別幅の 2 幅体制に変化し、また散逸したのもあるため、その枚数を各書契の右側上に記録した。

### (3) 発信人・受信人

ア. 発信人と受信人は書契の「本書」に記載された通りに記録することを原則とした。

イ. 「本書」がなく別幅だけが残っていて書契の性格が送書なのか答書なのか分からない、また受信人が誰なのか分からない場合には、別幅の内容を参照して□もしくは( )内に補充・記入した。

例:No.5817 (朝鮮國)禮曹佐郎 尹九宗(奉復)  
(日本國對馬州沙門 以酌庵 足下)

### (4) 年紀

年紀の表記は書契の「本書」に記載された通りに記録することを原則とし、理解の便宜上、西暦、朝鮮国王の紀年、日本の年号を( )内に併記した。

<例:甲辰年 3 月 日(1784 年 ; 正祖 8, 天明 4)>

### (5) 本文

ア. 書契の内容は原文を要約・整理したもので、別幅の物目は原文そのまま記録した。物目の数量は便宜上、アラビア数字に置換えて記録した。

例;人参壹觔…人参 1 觔

四張付油芫壹部…四張付油芫 1 部

イ. 用語は原文に記載された通りに記録することを原則とし、( )内のものは傍註で処理

したものである。

① 理解の便宜のための場合：＜例；No.6366 景（慶）州府＞

② 原文にはないが、補充・挿入した場合：

＜例；No.6285 使者をして（訳官を）出迎えにきた＞

ウ. 原文中、俗字・略字・異体字を使用したもののなかで、そのまま表記し難いものは便宜上、常用漢字に変えて記録した。

エ. 判読が不可能な文字は□□で表記した。

オ. 腐蝕・破損などで判読が難しいものの、推測が可能な文字は□内に記した。

(6) 書契の大きさ

ア. 書契の大きさは末尾に記録し、横×縦の順に表記した。

イ. 大きさの単位である cm は省略した。

ウ. 書契が腐蝕により破損している場合には残存部分のみを記録した。

(7) 附記事項

（添紙）は対馬藩側が記号を付けて書契を分類・整理する際、書契の「本書」・別幅の表面右側の上段に添紙した内容をそのまま記録したもので、使者派遣の目的を知る助けとなる。